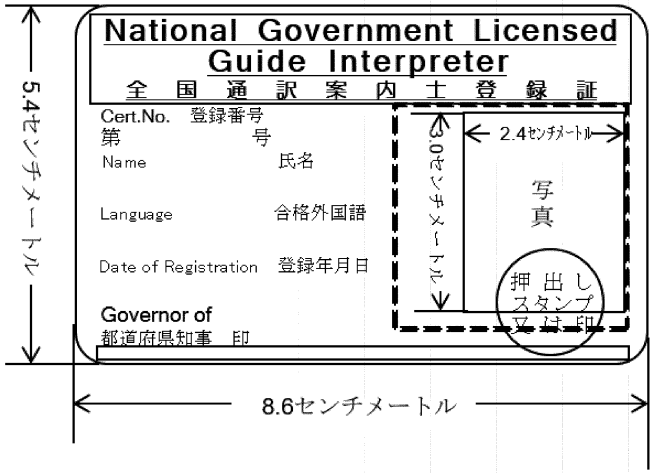
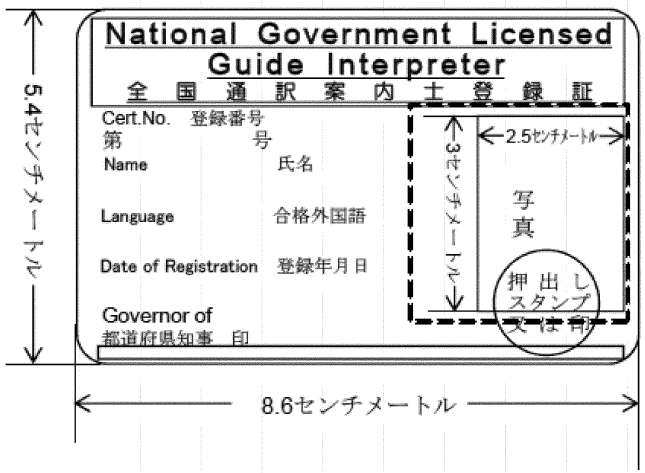
（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第四条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第十六条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）二葉 五　（略） ３　（略） 第五号様式（第十八条関係） （表面）  （裏面） （略）	（登録の申請） **第十六条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）二葉 五　（略） ３　（略） 第五号様式（第十八条関係） （表面）  （裏面） （略）